

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を下記のとおり「コーポレートガバナンスに関する基本方針」として策定しております。

コーポレートガバナンスに関する基本方針

当社の経営理念

当社は、「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想とし、株主をはじめとしたステークホルダーのために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、基本的にコーポレートガバナンス・コードの原則を実施し、株主に対する受託者責任および顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する責任、ならびに上記の当社の経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンスの実現をめざし、当方針を策定する。

1. 株主の権利、平等性の確保

当社は、株主の権利を尊重し、また、株主の実質的な平等性を確保する。

当社は、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行う。

当社は、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証のうえ当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断した上場株式を保有する。毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、保有目的、保有に伴う便益、リスク等を総合的に勘案の上、保有の適否を検証し、保有に適さないと判断した株式については順次縮減する。政策保有株式について、株主としての権利を行使すべく、すべての議案に対して議決権を行使することとし、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から当該企業の経営状況を勘案し、議案ごとの賛否を適切に判断する。

当社およびその子会社が関連当事者間取引を行う場合は、「職務権限規程」および関連する規程に基づき、各社の取締役会の承認を要することとし、さらに地域統括会社の承認を得るとともに当社へ報告する。

2. 株主以外のステークホルダーとの協働

当社は、経営理念である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」のもと、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努める。

ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践する。具体的には、グループ全員の行動の拠り所として「経営理念」、「行動様式」を策定し、当社グループに属するすべての役員および従業員に、広く浸透させる。

コンプライアンスの統括責任者としてチーフコンプライアンスオフィサー(CCO)を任命する。取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長としCCOや外部委員で構成されるコンプライアンス委員会を設置する。また、内部通報制度「コンプライアンスヘルプライン」を構築し、社内通報受付窓口と外部弁護士による社外通報受付窓口で運用し、その運用状況を、上記コンプライアンス委員会を通じて定期的に取締役会に報告する。

3. 情報開示の充実および透明性の確保

当社は、経営理念である「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての企業活動の基本思想とし、すべてのステークホルダーから正しい理解と信頼を得るために、経営方針、財務状況、事業活動状況、CSR活動などの企業情報を公正、適時適切かつ積極的に開示する。

4. 取締役会等の責務

取締役会の役割

取締役会は、経営の基本方針や内部統制システムに係る事項その他の重要事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

取締役の資質

当社の取締役は、高い倫理観を有し、かつ、中長期的な企業価値を創造するために必要な経験、知識、能力を有し、自らの義務と責任を全うするために、取締役会に対して十分な時間を割く。

取締役会の多様性

当社は、取締役会の構成については、国籍や人種、性別にとらわれず、経験、知識、能力等における多様性に配慮する。

取締役会の規模

当社グループの規模および事業の内容から、定款に定める15名以内で取締役会の機能を効果的かつ効率的に発揮できる適切な員数を維持する。

独立社外取締役

取締役会の監督機能を高める観点から、取締役の半数以上を独立社外取締役とする。独立性基準は指名委員会で定める。

取締役会の議長

執行と監督の分離を図るために、取締役会の議長は独立社外取締役が務める。

指名、報酬および監査に関する委員会

取締役会は、指名委員会、報酬委員会および監査委員会を設置する。

指名委員会

・指名委員会は、取締役および執行役の人事に係る事項を審議し、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容を決定する。
・指名委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。

報酬委員会

・報酬委員会は、取締役および執行役の報酬に係る事項等を審議し、個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定め、その方針にしたがい、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を定める。
・報酬委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。

監査委員会

・監査委員会は、次に掲げる職務を行う。
1) 執行役および取締役の職務の執行の監査および監査報告の作成
2) 会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する議案の内容の決定
3) その他法令および定款に定められた職務およびその他監査委員会が必要と認めた事項
・監査委員会は、取締役会が取締役の中から選定した3名以上の委員で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。また、委員長は独立社外取締役とする。かつ少なくとも1名は、財務、会計業務に関する豊富な知識を有する者とする。

取締役の選任プロセス

指名委員会が取締役候補者を選任基準に照らして審議、面接して、株主総会に提出する取締役の選任・解任に関する議案の内容を決定する。

社長の後継者の育成とその決定

指名委員会は、社長の後継者計画を策定し、定期的に見直しを行う。
後継者の決定は、指名委員会で社外を含む候補者が社長に相応しい資質を有するか審議を行い、取締役会に意見の陳述および助言を行い、取締役会で決定する。

報酬制度

役員報酬(取締役および執行役の報酬)については、「企業価値の最大化をはかり株主期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務にふさわしい処遇とすることを、基本方針とする。報酬委員会は、同方針に基づき、短期および中長期の業績と連動する報酬の割合を適切に設定することを重視し、役員報酬を決定する。

取締役会の運営

取締役会の議題、時間および開催頻度は、重要事項の決定および業務執行の監督のために、必要かつ十分な議論が可能なように設定する。また、取締役会において建設的な議論・意見交換ができるように、取締役会の付議および報告議案について、取締役会出席者の事前準備に要する期間に配慮して、事前に資料を送付する。また、取締役会の開催スケジュールや予想される審議事項については予め決定する。

独立社外取締役だけの会合

当社は、必要に応じて、独立社外取締役だけの会合を実施し、情報交換および認識共有を図る。

取締役会評価

毎年、取締役会の実効性について、第三者の視点も含めた分析および評価を行い、その評価結果の概要を公表する。

情報入手と支援体制

・当社は取締役に対して、その役割および責務が実効的に果たせるように積極的な情報の提供に努める。
・当社の社外取締役は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役および従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができる。
・当社は、指名委員会、報酬委員会および監査委員会ならびに各委員がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員等を付与された事務局を設置する。

取締役の研鑽

取締役は、その役割や責務を果たすために、知識の習得や更新等の研鑽に努める。また、当社は新任の社外取締役に対して、当社の事業所、工場見学や事業の勉強会等当社に関する知識を習得するために様々なプログラムを提供する。

5. 株主との対話

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針を取締役会で定め、公表する。

株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針

1) 基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、社長および財務担当役員が中心となって株主との建設的な対話を積極的に実施する。IR機能がこれを補佐して社内における情報交換や株主から得た意見の経営陣幹部へのフィードバック等の体制を整備する。

2) 社長および財務担当役員による対話の方針

株主との対話全般については、社長および財務担当役員が中心となって建設的な対話の実現に向け、対応する。具体的には、株主との個別の面談に加え、四半期決算ごとに説明会、スモールミーティング、海外投資家との電話会議を実施するほか、定期的な国内および海外ロードショーの実施、証券会社主催のカンファレンスへの参加等、株主との直接の対話の機会を積極的に設けることとする。

3) IR機能によるIR活動の方針

IR活動を専門に担当するIR機能を設置し、株主との対話の充実に向けて積極的なIR活動を実施する。具体的には、株主の依頼に応じて随時個別の面談を実施するほか、個人投資家向け説明会や施設見学会といったIRイベントを定期的実施する。また、ホームページ、統合レポート、株主通信、株主総会招集ご通知等を通じて株主に対して積極的な情報提供を行う。

4) IR機能による社内情報交換体制整備の方針

IR機能は、経営企画、内部統制、財務、経理、法務機能等と日常的に適宜情報交換を行い、必要に応じてプロジェクトチームを組むなどして、有機的な連携体制を取る。また、機関投資家を中心とする株主との対話から得た株主の意見および懸念については、必要に応じて、IR機能からグループ経営執行会議や取締役会において報告し、その内容について議論する。

5) 株主との対話におけるインサイダー情報管理の方針

インサイダー情報については、「インサイダー取引防止規程」に従い厳重な管理を行う。株主との対話に際しては、担当者に対してIR機能から改めて注意喚起を行うことで、インサイダー情報の漏洩を未然に防止する。

6) 本方針の改廃

本方針の改廃は取締役会決議によって行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

・原則4-11【取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は独立社外取締役9名を含む15名で構成されております。構成については、国籍や人種、性別にとらわれず、各々が企業経営、財務および国際的な事業展開において豊富な知識・経験を備え、多様性に富んだメンバーとなっております。それぞれが当社の企業価値向上に大いに貢献しており、実効性のある取締役会として十分機能していると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

・原則1-4【政策保有株式】

当社は「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に則して対応し、取締役会において保有に伴う便益、リスク等を総合的に勘案し、保有の適否を個別銘柄ごとに検証し保有合理性のない株式については売却を進めております。2016年3月末時点で64銘柄680億円保有しておりましたが、2017年3月末時点で57銘柄279億円へと縮減し、さらに2018年3月末時点では48銘柄269億円まで縮減を進めました。当社における上場株式の政策保有に関する方針および政策保有株式の議決権行使の基準は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」1-1に記載しておりますのでご参照ください。

・原則1-7【関連当事者間取引】

当社および当社の子会社が関連当事者間取引を行う場合の手続きの枠組みは、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」1-1に記載しておりますのでご参照ください。

・原則2-6【企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の企業年金基金の運営は、資産運用委員会が、年金資産の運用に関する検討・立案を担当し、理事会・代議員会など複数の会議体への提案、審議を経て、その適性を確認したのち、オリンパス企業年金基金が執行しております。

オリンパス企業年金基金では、資産運用委員会・代議員会の承認を得た方針・ポートフォリオに沿って、投資信託・年金保険を配置し、実際のファンド運用は金融機関に委託しており、その運用状況は、スチュワードシップ活動も含めて、四半期に一度の定例運用報告会にてモニタリングしております。

また、資産運用委員会および代議員会は、人事、経理、財務各部門より当該機能の専門性を持った者および従業員代表で構成されており、専門性および受給者保護の観点から健全に年金資金の運用が確認できる体制を構築しております。

・原則3-1【情報開示の充実】

当社では、法令に基づく適切な開示のほか、意思決定の透明性・公平性の確保と、実効的なコーポレートガバナンスを実現するため、以下について主体的な情報発信を行っております。

(i) 当社の経営理念および中期計画については、当社ホームページや統合レポート等で公表しておりますのでご参照ください。

経営理念<https://www.olympus.co.jp/company/philosophy/philosophy.html>

中期計画<https://www.olympus.co.jp/ir/data/managementplan.html>

(ii) 当社は、上記1「基本的な考え方」に記載したように、コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえたコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「コーポレートガバナンスに関する基本方針」として策定しておりますのでご参照ください。

(iii) 当社における取締役の報酬は、独立社外取締役を委員長とし、過半数を独立社外取締役で構成する報酬委員会で決定しております。報酬委員会では、賞与や株式報酬の構成も含め、業績連動部分については、短期および中長期的それぞれの業績との連動について審議しており、中期経営計画のローリングのタイミング毎に見直しを行っております。

経営陣幹部（取締役を兼務している執行役をいいます。以下同じ）の報酬は、上述のとおりです。

(iv) 当社における取締役候補の指名および解任議案は、独立社外取締役を委員長とし、過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会で決定しております。また、上席執行役員の選任については、社長および指名委員の社外取締役が同席する面接を経て、決定しております。

(v) 各取締役の選任理由は、定時株主総会招集ご通知の取締役選任議案参考書類において記載しておりますのでご参照ください。

第151期定時株主総会招集ご通知

https://www.olympus.co.jp/ir/stock/pdf/meeting151p_02.pdf

・補充原則4-1-1【経営陣に対する委任の範囲】

当社は執行と監督を分離する方針のもと、取締役会に付議すべき事項は、取締役会が定める取締役会規程および取締役会付議・報告基準に規定しており、それらは法定事項、定款所定事項等、経営の基本方針に関する事項や中長期の経営計画等経営上の重要な事項からなっております。経営陣は取締役会で決定された経営の基本方針および経営計画に即して事業遂行しております。

・原則4 - 9【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は独立社外取締役の独立性を担保するための基準を定めており、本報告書II. 1.「機関構成・組織運営等に係る事項」【独立役員関係】の項等において公表しておりますのでご参照ください。過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会が候補者の独立性を審査することによって実質面を担保するとともに、取締役会への貢献が期待できる人材であるかも併せて確認しております。

・補充原則4 - 11 - 1【取締役会のバランス、多様性、規模ならびに取締役の選任に関する方針・手続】

取締役会のバランス、多様性ならび取締役の選任に関する方針および手続は「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「4. 取締役会等の責務」に記載しておりますのでご参照ください。

・補充原則4 - 11 - 2【取締役・監査役の兼任状況】

取締役の他の上場会社の役員の兼任状況は、定時株主総会招集ご通知の参考書類(候補者の場合)や事業報告(期末在籍者の場合)等において毎年開示をしておりますのでご参照ください。

第151期定時株主総会招集ご通知

https://www.olympus.co.jp/ir/stock/pdf/meeting151p_02.pdf

・補充原則4 - 11 - 3【取締役会の自己評価】

当社取締役会では、毎年、各取締役・監査役の自己評価を行い、取締役会全体の実効性について、第三者の視点も含めた分析・評価を行うこととしております。取締役会評価の結果の概要については、当社ホームページで公表しておりますのでご参照ください。

取締役会

<https://www.olympus.co.jp/company/governance/board.html>

・補充原則4 - 14 - 2【取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役および監査役に対するトレーニングとして、社外役員を含む新任取締役に對し、当社の事業場、工場等主要拠点の見学、説明会および事業勉強会を実施し、当社に関する知識の習得を支援する方針であります。また、取締役の業務を行うにあたって必要な基本知識を学ぶための外部教育訓練を斡旋し、費用を負担することで、取締役としての役割および責務についての理解を深めるための支援を行う方針であります。

・原則5 - 1【株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備および取組みに関する方針は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の「5. 株主との対話」に記載をしておりますのでご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	35,321,100	10.35
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505010	19,392,800	5.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	18,237,500	5.34
ソニー株式会社	17,243,950	5.05
日本生命保険相互会社	13,286,618	3.89
株式会社SMBC信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	11,404,000	3.34
株式会社三菱UFJ銀行	10,880,586	3.19
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505223	8,958,065	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	5,845,100	1.71
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	5,830,751	1.71

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

——

親会社の有無 更新

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新

東京 第一部

決算期 更新	3月
業種 更新	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新15名
定款上の取締役の任期	更新1年
取締役会の議長	更新社外取締役
取締役の人数	更新15名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	更新10名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新9名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤田純孝	他の会社の出身者								○			
片山隆之	他の会社の出身者											
神永晋	他の会社の出身者											
木川理二郎	他の会社の出身者											
岩村哲夫	他の会社の出身者											
榎田恭正	他の会社の出身者											
名取勝也	他の会社の出身者								○			
岩崎淳	他の会社の出身者											
デイビッド・ロバート・ヘイル	他の会社の出身者							○				
ジミー・シー・ピーズリー	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a上場会社又はその子会社の業務執行者
- b上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- kその他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

藤田純孝	○			○	——	伊藤忠商事株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定します。
片山隆之		○		○	——	帝人株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定します。
神永晉		○		○	——	住友精密工業株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定します。
木川理二郎			○	○	——	日立建機株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定します。
岩村哲夫	○			○	——	本田技研工業株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定します。
榊田恭正	○	○		○	——	アステラス製薬株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定します。
名取勝也			○	○	——	サン・マイクロシステムズ株式会社、株式会社ファーストリテイリングおよび日本アイ・ピー・エム株式会社での経営者ならびに弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定します。
岩崎淳			○	○	——	公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定します。
デイビッド・ロバート・ヘイル	○				——	当社の株主であるValueAct Capital Management L.P.のパートナーであり、多様な業界における経験豊富な経営コンサルタントおよび投資家として、グローバルな資本市場やヘルスケア業界における知見やグローバル企業の変革を支援した経験を当社の経営に反映していただくため。
ジミー・シー・ピーズリー		○		○	——	C.R. Bard グループでの経営陣としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため。 独立性の基準を満たしているため、独立役員として指定します。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	0	1	4	社外取締役
報酬委員会	4	0	0	4	社外取締役
監査委員会	5	0	2	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 **更新**

5名

兼任状況 **更新**

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
竹内康雄	あり	あり	○	×	なし
田口晶弘	なし	なし	×	×	なし
小川治男	なし	なし	×	×	なし
境康	なし	なし	×	×	なし
シュテファン・カウフマン	なし	あり	×	×	なし

【監査体制】監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 **更新**

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項 **更新**

当社は、監査委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置します。更に必要に応じて兼任の使用人を置くことができることとします。また、規程類を定め、次のとおり執行からの独立性を確保するとともに、監査委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保します。

(1)取締役(監査委員を除く)、執行役および使用人等は、監査委員会の職務を補助すべき使用人が監査委員会の職務を補助するにあたり指揮および命令を行わないものとします。

(2)監査委員会の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査委員会の同意を得たうえで決定します。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 **更新**

当連結会計年度において、社外取締役および社外監査役は、取締役会において監査室による内部監査に関する報告を受けたほか、社外監査役は監査役会において監査室および会計監査人それぞれから報告等を受けたことに加え、監査室および会計監査人と一堂に会して意見交換を行う等の連携を図りました。また、社外取締役および社外監査役は、取締役会を通じコンプライアンス委員会から定期的に報告を受けました。

なお、2019年6月25日開催の定時株主総会において、指名委員会等設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって指名委員会等設置会社へ移行しました。移行後の体制においても、社外取締役、内部監査、監査委員会および会計監査人等との間で上記同様、必要な相互連携を図っていきます。

【独立役員関係】独立役員の人数 **更新**

9名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役10名のうち9名を独立役員として指定しています。なお、社外取締役と当社との間に特別の利害関係はありません。

社外取締役の機能および役割ならびに当社の選任状況に関する考え方は次のとおりです。

社外取締役の藤田純孝、片山隆之、神永晋、木川理二郎、岩村哲夫、榎田恭正、デビッド・ロバート・ヘイルおよびジミー・シー・ピーズリーの各氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映していただくため、選任しています。

社外取締役の名取勝也氏は、企業経営者および弁護士としての豊富な経験と幅広い知識を活かして当社経営の監査、監督を遂行していただくため、選任しています。

社外取締役の岩崎淳氏は、公認会計士として財務・会計に関して相当程度の知見を有しており、その豊富な経験と幅広い知識を活かして当社経営の監査、監督を遂行していただくため、選任しています。

なお、当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の規定する最低責任限度額です。

【社外役員の独立性に関する考え方】

当社は、社外役員の独立性に関する考え方を明確にするため、以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定めています。

(社外役員の独立性に関する基準)

1. 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社および当社の関係会社(以下、併せて「当社グループ」)から1千万円超の報酬(当社からの役員報酬を除く)またはその他の財産を直接受け取っていないこと。本人がコンサルタント、会計専門家または法律専門家の場合は、本人が所

属する団体への当社グループからの報酬等支払額が1千万円超でないこと。

2. 過去10年間に、以下に該当する会社の業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の使用人でないこと。
過去10年間のいずれかの会計年度において、当社グループとの取引金額が、双方いずれかにおいて連結売上高の2%超である
当社の大株主(総議決権数の5%超の議決権数を直接または間接的に保有、以下同様)である
当社グループが大株主である
当社グループと実質的な利害関係がある(メインバンク、コンサルタント等)
取締役を相互に派遣し就任させる関係がある
3. 上記1. および2. に該当する者と生計を一にしていないこと。
4. 当社グループの取締役、業務執行取締役、執行役員および部長職以上の使用人の配偶者または3親等以内の親族でないこと。
5. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者でないこと。
6. 上記各号のほか、独立性を疑わせる重要な利害関係を有していないこと。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与
に関する施策の実施状況 更新

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(非業務執行社内取締役および社外取締役を除く)および執行役の報酬等は、月例報酬、短期インセンティブ制度として賞与、長期インセンティブ制度として譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬により構成されています。月例報酬には取締役基本報酬(取締役のみが支給対象)と執行基本報酬があり、執行基本報酬は、担当職務の役割と責任に応じて設定された等級別の報酬額をベースに決定しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新

一部のものだけ個別開示

(個別の執行役報酬の)開示状況 更新

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬等の内容

(1) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数 (単位: 千円)

役員区分	報酬等の総額	基本報酬	賞与	株式報酬	退職慰労金	対象となる役員の員数(人)
取締役	376,734	261,960	94,520	20,254	-	5
(社外取締役を除く)						
監査役	56,400	56,400	-	-	-	2
(社外監査役を除く)						
社外役員	109,560	109,560	-	-	-	9

(注)1. 当社は、2019年6月25日開催の第151期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行しております。

2. 上記の社外役員には、2018年6月26日開催の第150期定時株主総会の時をもって退任した社外役員1名を含んでおります。

(2) 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等 (単位: 千円)

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の総額	基本報酬	賞与	株式報酬	退職慰労金
笹 宏行	取締役	提出会社	119,155	82,800	29,940	6,415	-

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、「企業価値の最大化を図り株主期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを役員報酬の基本方針としています。

[報酬委員会]

取締役および執行役の報酬の決定に関する方針や個人別の報酬は、3名以上且つ過半数が独立社外取締役の委員で構成される報酬委員会にて審議・決定し、取締役会に報告しています。具体的には、取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針（取締役および執行役の職位ごとに支給する報酬の種類、報酬の種類ごとの構成比率、業績連動報酬の指標）、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容（確定額報酬の個人別額、不確定額報酬の個人別算定方法、非金銭報酬の個人別内容）、取締役および執行役の報酬規程に関する事項等を審議対象としています。

なお、当社は、2019年6月25日開催の第151期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行しました。最近事業年度においては、監査役会設置会社ではありますが、取締役会は取締役のなかから指名した3名以上且つ過半数が独立社外取締役の委員で構成される任意の報酬委員会を設置していました。報酬委員会は、取締役の報酬に係る事項等を審議し、取締役会への意見の陳述および助言を行い、取締役会はその助言を最大限尊重して決議を行っていました。

[報酬構成]

取締役および執行役の報酬構成は以下の分類毎に定めています。なお、譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬をあわせた報酬上限は年額5億円および60万株です。

分類1	分類2	分類3
竹内 康雄 田口 晶弘 小川 治男 境 康	シュテファン・カウフマン	非業務執行社内取締役・社外取締役

a. 分類1の報酬構成

分類1の役員の報酬等は、月例報酬、短期インセンティブ制度として賞与、長期インセンティブ制度として譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬により構成されています。月例報酬には取締役基本報酬（取締役のみが支給対象）と執行役基本報酬があり、執行役基本報酬は、担当職務の役割と責任に応じて設定された等級別の報酬額をベースに決定しています。賞与は連結業績区分（連結業績結果に基づき算定）と個人評価区分（担当領域の財務・非財務目標などの達成状況により評価し算定）の合算で総支給額を決定する仕組みをとっています。執行役基本報酬年額の50%を標準額とし、標準額の0～200%の範囲で変動させます。また、一定期間継続して当社の役員を務めることを条件とする譲渡制限付株式報酬および予め定めた業績目標の達成を条件とする業績連動型株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とし、当該役員の月例報酬、賞与とは別枠の報酬として当社の普通株式を交付する仕組みです。譲渡制限付株式報酬は執行役基本報酬年額の6%を標準としています。業績連動型株式報酬は同19%を標準とし、標準の0～150%の範囲で変動させます。

b. 分類2の報酬構成

分類2の役員の報酬等は、月例報酬、短期インセンティブ制度として賞与、長期インセンティブ制度として業績連動型株式報酬、年金拠出金により構成されています。月例報酬は、担当職務の役割と責任に応じて個人別に決定しています。賞与は連結業績区分（連結業績結果に基づき算定）と個人評価区分（担当領域の財務・非財務目標などの達成状況により評価し算定）と固定区分の合算で総支給額を決定する仕組みをとっています。標準額を個人別に決定し、標準額のうち連結業績区分は0～220%の範囲で、個人評価区分は0～130%の範囲で変動させます。また、予め定めた業績目標の達成を条件とする業績連動型株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的とし、当該役員の月例報酬、賞与とは別枠の報酬として当社の普通株式を交付する仕組みです。業績連動型株式報酬は標準額を個人別に設定し、標準の0～150%の範囲で変動させます。なお、分類2の役員は譲渡制限付株式報酬の支給対象としていません。

c. 分類3の報酬構成

分類3の役員の報酬等は、月例報酬のみを支給しており、賞与、譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬の支給対象としていません。

[短期インセンティブ制度]

賞与は連結業績区分と個人評価区分等で構成（構成割合は担当職務毎に設定）され、連結業績区分については、対象期の収益との連動性をより高めることを目的に、業績指標として連結営業利益額（その他収益およびその他費用、持分法による投資損益を除く）を採用しています。具体的には、2020年6月開催予定の定時株主総会終了後、下記方法に基づき連結業績区分の支給額を確定します。

a. 目標

連結営業利益額（その他収益およびその他費用、持分法による投資損益を除く）：940億円

b. 総支給額

分類1の役員の総支給額は、i) 2020年6月提出予定の第152期有価証券報告書に記載される2019年度連結営業利益（その他収益およびその他費用、持分法による投資損益を除く）から300億円を控除した金額の0.12347%（連結営業利益が300億円に満たない場合は0円）に対象となる役員の員数増減等に伴う一定の調整を加えた額、または ii) 個人別の個別支給の限度額のいずれか少ない額です。 iii) の総支給額に係る具体的な算定式は次のとおりです。

総支給額(円) = (2019年度連結営業利益(その他収益およびその他費用、持分法による投資損益を除く) - 300億円) × 0.12347%
× (対象となる取締役・執行役の個別ポイントの総和 ÷ 7,902) (1万円未満四捨五入)

分類2の役員の総支給額は、i) 2020年6月提出予定の第152期有価証券報告書に記載される2019年度連結営業利益（その他収益およびその他費用、持分法による投資損益を除く）から705億円を控除した金額の0.00037234%（円からユーロへの換算が左記係数に含まれています。連結営業利益が705億円に満たない場合は0ユーロ）に対象となる役員の員数増減等に伴う一定の調整を加えた額、または ii) 個人別の個別支給の限度額のいずれか少ない額です。 iii) の総支給額に係る具体的な算定式は次のとおりです。

総支給額(ユーロ) = (2019年度連結営業利益(その他収益およびその他費用、持分法による投資損益を除く) - 705億円) × 0.00037234%
× (対象となる取締役・執行役の個別ポイントの総和 ÷ 875) (100ユーロ未満四捨五入)

c. 個別支給額

各役員への個別支給額は、上記b.に基づき分類別に計算された総支給額を、個人別に定められた個別ポイントに応じて按分した金額です（分類1は1万円未満四捨五入、分類2は100ユーロ未満四捨五入）。

分類1	分類2
竹内 康雄 田口 晶弘 小川 治男 境 康	シュテファン・カウフマン

3,870 1,470 1,470 1,092 875

個別支給額に係る具体的算定式は次のとおりです。

個別支給額 = 分類別の総支給額 ÷ 対象となる役員の個別ポイントの総和 × 個別ポイント

なお、短期インセンティブ報酬のうち、連結業績区分に係る各役員への個別支給の限度額は、以下のとおりです。

竹内 康雄	77.4百万円
田口 晶弘	29.4百万円
小川 治男	29.4百万円
境 康	21.8百万円
シュテファン・カウフマン	192.5千ユーロ

d. 最近事業年度における短期インセンティブ制度に係る指標の目標および実績

第151期については、本有価証券報告書に記載の2018年度連結営業利益(その他収益およびその他費用、持分法による投資損益を除く)を業績指標とし、目標890億円に対して実績は721億円でした。

[長期インセンティブ制度(業績連動型株式報酬)]

長期インセンティブ制度の業績連動型株式報酬は、中長期の成長性と収益性を高める意欲を刺激しその結果に報いることを目的に、対象期間は3事業年度とし、業績指標として、売上高成長率の対象期間平均、親会社の所有者に帰属する当期利益(以下、当期利益)の対象期間合計額を採用しています。対象期間終了時における目標達成度に応じて、0～150%の範囲で調整した金額に相当する数の当社普通株式を交付します。具体的には、2022年6月開催予定の定時株主総会終了後、下記方法に基づき交付株式数を確定します。

a. 目標

親会社の所有者に帰属する当期利益(以下、当期利益)の対象期間合計額:2,217億円

売上高成長率の対象期間平均:5.4%

b. 総支給額

総支給額は、2020年6月提出予定の第152期有価証券報告書に記載される2019年度当期利益の金額、2021年6月提出予定の第153期有価証券報告書に記載される2020年度当期利益の金額、および2022年6月提出予定の第154期有価証券報告書に記載される2021年度当期利益の金額の合計値から1,108億円を控除した金額の0.046219567%(3事業年度合計の当期利益が1,108億円に満たない場合は0円)と、第151期有価証券報告書に記載される2018年度売上高に対する2020年6月提出予定の第152期有価証券報告書に記載される2019年度売上高、2021年6月提出予定の第153期有価証券報告書に記載される2020年度売上高、および2022年6月提出予定の第154期有価証券報告書に記載される2021年度売上高の平均成長率から2.7%を減じた数値に813,611,111円を乗じた金額(3事業年度の平均売上高成長率が2.7%以下の場合は0円)の合計に対象となる役員の員数増減等に伴う一定の調整を加えた額です。具体的な算定式は次のとおりです。

総支給額 = {(3事業年度当期利益合計額 - 1,108億円) × 0.046219567%
+ (3事業年度平均売上高成長率 - 2.7%) × 813,611,111円}
× (対象となる取締役・執行役の個別ポイントの総和 ÷ 7,323)

c. 総支給株数

総支給株数は、上記b.に基づき計算された総支給額を当社普通株式の割当てに係る当社報酬委員会決議の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近日の終値)で除した数です。

d. 個別支給株数

各役員への個別支給株数は上記c.に基づき計算された総支給株数を、個人別に定められたポイントに応じて按分した数です。

竹内 康雄	田口 晶弘	小川 治男	境 康	シュテファン・カウフマン
2,903	1,575	1,575	1,170	100

個別支給株数 = 総支給株数 ÷ 対象となる役員の個別ポイントの総和 × 個別ポイント

ただし、支給対象役員が国内非居住者である場合には、株式に代えて当該支給株式に相当する金銭を支給します。

なお、各役員への個別支給金額と株数の上限は、以下のとおりです。

竹内 康雄	43.6百万円	195,000株
田口 晶弘	23.7百万円	105,800株
小川 治男	23.7百万円	105,800株
境 康	17.6百万円	78,600株
シュテファン・カウフマン	1.5百万円	6,700株

e. 最近事業年度における長期インセンティブ制度の業績連動型株式報酬に係る指標の目標および実績

長期インセンティブ制度の業績連動型株式報酬は2017年6月28日開催の第149期定時株主総会の決議により導入されました。2017年度を対象期間の初年度とする業績連動型株式報酬の目標は、売上高成長率の対象期間平均6.2%、当期利益の対象期間合計額2,591億円でしたが、対象期間(3事業年度)終了前であるため実績は確定していません。同じく、2018年度を対象期間の初年度とする業績連動型株式報酬の目標は、売上高成長率の対象期間平均6.4%、当期利益の対象期間合計額2,919億円でしたが、対象期間(3事業年度)終了前であるため、実績は確定していません。

[社外取締役のサポート体制] 更新

当社は社外取締役に対して、その役割および責務が実効的に果たせるように積極的な情報の提供に努めており、取締役会の開催にあたって事前に資料を配布し説明を行っています。

また、当社は、取締役に対するトレーニングとして、社外役員を含む新任取締役に對し、当社の事業場、工場等主要拠点の見学、説明会および事業勉強会を実施し、当社についての知識の習得を支援しています。また、取締役の業務を行うにあたって必要な基本知識を学ぶための外部教育訓練を斡旋し、費用を負担することで、取締役としての役割および責務についての理解を深めるための支援を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、指名委員会等設置会社へ移行し、取締役会が経営の根幹に関する重要事項の決定と経営の監督に特化することで、経営スピードと監督機能の向上を図ります。日常の業務執行に関するものは、執行役に権限を大幅に委譲し、経営の意思決定および執行の迅速化を図ります。

取締役会は15名の取締役で構成し、過半数の10名が社外取締役、そのうち9名が独立社外取締役です。取締役の任期は1年です。当社は、取締

役会を3カ月に1回以上、および必要に応じて随時これを開催し、経営の基本方針や内部統制システムに係る事項その他の重要事項を決定するとともに、取締役および執行役等の職務の執行を監督します。取締役会の議長は、独立社外取締役が務めます。社外取締役10名には、取締役会において監督を行うにあたり、各取締役が有する専門知識を経営に活かすことを期待しています。なお、当社は取締役に対して、その役割および責務が実効的に果たせるように積極的な情報の提供に努める一方、社外取締役は、必要があるときまたは適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役および従業員に対して説明もしくは報告を求め、または社内資料の提出を求めることができ、情報伝達および監督面での機能強化を図り、経営の健全性が確保される仕組みを構築しています。

取締役会の構成メンバーは、以下の通りです。なお、取締役会の議長は藤田純孝氏が務めています。

取締役

竹内康雄、笹宏行、シュテファン・カウフマン、古閑信之、清水昌

社外取締役

藤田純孝、片山隆之、神永晋、木川理二郎、岩村哲夫、榎田恭正、名取勝也、岩崎淳、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ピーズリー

執行役は、Chief Executive Officer(チーフエグゼクティブオフィサー)、Chief Operating Officer(チーフオペレーティングオフィサー)、Chief Technology Officer(チーフテクノロジーオフィサー)、Chief Financial Officer(チーフファイナンシャルオフィサー)、Chief Administrative Officer(チーフアドミニストレーティブオフィサー)の5名で構成されており、当社グループにおける意思決定体制の迅速化・効率化およびグループ全体でのリスクマネジメントの一元管理を行います。

また、過半数の独立社外取締役で構成する指名・報酬・監査の三委員会は、指名委員会が取締役候補者を決定し、報酬委員会が取締役および執行役の報酬の決定を行い、監査委員会が取締役および執行役の職務の執行の監査を行います。各委員会のメンバーは以下の通りです。

指名委員会 委員長 (独立社外取締役) 藤田純孝

委員 (独立社外取締役) 岩村哲夫、榎田恭正
(社外取締役) デイビッド・ロバート・ヘイル
(取締役) 竹内康雄

報酬委員会 委員長 (独立社外取締役) 片山隆之

委員 (独立社外取締役) 神永晋、榎田恭正、ジミー・シー・ピーズリー

監査委員会 委員長 (独立社外取締役) 名取勝也

委員 (独立社外取締役) 岩崎淳、木川理二郎
(取締役) 古閑信之、清水昌

なお、当社は、取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の規定する最低責任限度額です。

[取締役の選任の決議要件]

当社は、取締役の選任については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する旨および選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めています。

[株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項]

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

また、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めています。

当社は、取締役および執行役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役(取締役であった者を含む)または執行役(執行役であった者を含む)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めています。

[株主総会の特別決議要件]

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営が行えるようにするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は2019年6月25日開催の定時株主総会において、指名委員会等設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって指名委員会等設置会社へ移行しました。これにより、業務執行の意思決定の迅速化、ガバナンスの強化と透明性の一層の向上を図り、真のグローバル・メドテックカンパニーへの飛躍を目指します。

1) 経営の意思決定機能・業務執行機能の迅速化

「指名委員会等設置会社」の「監督と執行の分離」の基本理念に基づき機能分離を行い、取締役会は経営の根幹に関する重要事項の決定と経営の監督に特化し、経営スピードと監督機能の向上を図ります。日常の業務執行に関するものは、執行役に権限を大幅に委譲し、経営の意思決定および執行の迅速化を図ります。

2) 経営の監督機能の強化

過半数の独立社外取締役で構成する指名・報酬・監査の三委員会を設置し、それらの各委員会の機能を通じて経営の妥当性のチェックを行い、より適切な経営監督体制を構築します。

3) 経営の透明性の向上

過半数の独立社外取締役で構成する指名委員会が取締役候補者を決定し、過半数の独立社外取締役で構成する報酬委員会が取締役・執行役の報酬の決定を行います。これらの委員会が、より透明性の高い役員人事および報酬の決定を行うこととなり国内外のステークホルダーに対し、経営の透明性がより一層向上するよう努めてまいります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催の3週間前に発送しています。 また、発送の数日前に当社ホームページ、TDnet、議決権電子行使プラットフォームに招集通知のPDF版を掲載し、電子的に公表しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社指定の議決権行使サイトや議決権電子行使プラットフォームを利用して議決権の電子行使を可能としています。
電磁的方法による議決権の行使	招集通知の英訳をインターネット上(議決権電子行使プラットフォームおよび当社ホームページ)に掲載しています。 また、当社指定の議決権行使サイトや議決権電子行使プラットフォームを利用して議決権の電子行使を可能としています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知全文の英訳をインターネット上(議決権電子行使プラットフォームおよび当社ホームページ)に掲載しています。
その他	インターネット上(議決権電子行使プラットフォームおよび当社ホームページ)において、招集通知および決議通知の全文を掲載しています。 株主総会における報告事項についてビジュアルを使用することにより、株主の皆さまのご理解を得られるよう努めており、当該資料をインターネット上(当社ホームページ)に掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、当社ホームページにおいて「情報開示方針」を掲載しています。 また、情報開示方針に基づき、当社の情報開示体制および開示基準、当該情報の管理について定め、適時適切な情報開示を行うことを目的とした「情報開示規程」を制定しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を年に複数回実施しているほか、当社ウェブサイトを利用して情報を発信しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算実績、業績見通しを中心に年間4回(5月、8月、11月、2月)の決算説明会を開催するほか、経営戦略説明会を適時開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の機関投資家と電話会議および面談等によるミーティングを積極的に行っているほか、年間2～3回社長および担当役員が海外の機関投資家を訪問し、決算説明等のミーティングを実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報をはじめとする適時開示資料、アニュアルレポート、株主通信、有価証券報告書又は四半期報告書、知的財産報告書、ファクトブックを掲載しているほか、CSR、環境活動についても掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、「オリンパスグループ企業行動憲章」「オリンパスグループ行動規範」を制定しており、お客さま、取引先、株主、社員、地域社会等のあらゆるステークホルダーとの関係において、法令はもとより高い倫理観に則して行動し公正で誠実な企業行動を行うよう明確に定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、経営理念「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」のもと、すべてのステークホルダーの期待に高い次元で応えとともに、よき企業市民として行動し、社会とともに持続可能な成長を目指しています。 具体的な活動としては、各事業に関わる国内の主要なサプライヤーさまに対して、毎年1回、「調達方針説明会」を開催し、オリンパスグループの経営戦略や調達方針の共有を図っています。さらに環境への取組みでは、「オリンパスグループ環境方針」の下、製品ライフサイクル全体における環境負荷低減を重要課題と位置づけ、製品、事業場、物流の環境改善活動を積極的に行なう等、国際社会、市民社会、地域社会に対して、様々な社会貢献活動を実施しています。また、国連の「持続可能な開発目標(SDGs)」における当社の貢献のあり方について、検討を開始しています。 詳細情報は、年に1度発行する「CSRデータブック」(日本語版および英語版)に記載し、当社ホームページで公開しています。(https://www.olympus.co.jp/csr/)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループでは、「オリンパスグループ企業行動憲章」を制定し、ステークホルダーの正しい理解と信頼を得るために経営方針、事業活動状況およびCSR活動などの企業情報を公正かつ適時適切に開示することを定めています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想としています。

当社は、この基本思想のもと、当社および子会社(以下、「オリンパスグループ」)の業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図るものとしています。

1. 当社執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、当社の執行役および使用人ならびにオリンパスグループの取締役および使用人が法令および定款を遵守して職務を執行する体制を確保するため、オリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範をはじめとする規程類を制定し、内容の浸透を図るとともに、継続的な教育等によりオリンパスグループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進します。
(2) 当社は、オリンパスグループのコンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置します。コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス担当役員(チーフコンプライアンスオフィサー)を任命するとともに、統括機能を設置します。統括機能は「グローバルコンプライアンスマネジメントシステム」に基づいたグループコンプライアンス体制の充実に向けた活動を行います。また、使用人に対する教育やアセスメントに関する取り組みを継続的に実施します。なお、コンプライアンスに関する問題を相談または通報する窓口として社内外にコンプライアンスヘルプラインを設置し、法令違反等が発生または発生する可能性があると判断した場合、使用人は通報することができます。
(3) 当社は、社長をCSR責任者とし、オリンパスグループにおけるCSR活動の取り組み内容、目標設定および評価等を行っています。また、当社は高い倫理観を醸成することをはじめ、オリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範に沿った取り組みを推進します。
(4) 当社は、社長直轄の内部監査機能を設置します。内部監査規程に基づき内部監査機能は、リスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの有効性等につき内部監査を実施します。内部監査機能は、オリンパスグループの内部監査結果を当社の社長、取締役会および監査委員会に報告します。
(5) 当社は、主要な子会社に取締役および監査役を派遣するとともに、子会社の重要事項については職務権限規程および関連する規程類に基づき当社が承認することにより、子会社における業務の適正性を確保します。
(6) 当社は、オリンパスグループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために、内部監査機能において財務報告に係る内部統制制度における統制活動が有効に機能するための取り組みや運用状況を定期的に評価し、継続的な改善活動を実施します。
(7) 当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対して、弁護士および警察等と連携し組織的に毅然とした姿勢で対応します。また、オリンパスグループとして反社会的勢力排除の社会的責任を果たすため、関連する規程を整備し反社会的勢力排除の取り組みを継続的に実施します。
2. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 当社は、法令および文書管理規程等の規程類に従い、文書または電磁的情報の保存および管理を行います。
(2) 取締役は、文書管理規程に基づき取締役会議事録および決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。
3. オリンパスグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、取締役会およびグループ経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続の適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。
取締役会は、経営の基本方針、内部統制システムに係る事項、その他の重要事項および重要な業務執行に関する事項を決定する他、執行役に委任する事項を決定します。また、執行役は、取締役会で決議する事項以外の重要事項については、意思決定を行い、取締役会に報告を行います。
(2) 当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する機能を定め、規程類を制定し、オリンパスグループとして予防的リスクマネジメントに取り組むとともに、教育・指導を行うことにより管理します。
(3) 当社は、内部統制規程および関連する規程類に基づき、オリンパスグループの事業活動に伴う重大リスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限に留めるためのリスクマネジメントシステムを整備し、その適切な運用および管理にあたります。
また、リスクマネジメントおよび危機対応規程に従い、オリンパスグループの担当機能においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、すみやかに対処できる体制としています。企業倫理違反ならびに震災、火災および事故等の重大なリスクが発生した場合、担当機能は、執行役および関係者に緊急報告を行い、社長が対策を決定します。
4. 当社の執行役および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会は、オリンパスグループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画およびその実行計画である年度事業計画について承認します。
取締役会はその他の重要事項を決定し、取締役会で決議すべき事項以外の業務執行事項は、意思決定の迅速化および効率化を図るため、執行役に委任します。また、取締役会は年度事業計画の進捗評価のために業績等につき少なくとも四半期に1回報告を受け、執行役の職務の執行を監督します。
(2) 取締役会は、執行役の職務の分担を決定します。また、その職務の執行状況について少なくとも四半期に1回報告を受けます。
(3) 取締役会は、職務権限規程、組織規程および関連する規程類により、主要な職位の責任と権限について承認します。また、主要な職位から職務の執行状況について報告を受けます。
(4) 当社は、オリンパスグループの財務運営の基礎となる財務方針を規定したグループ財務規程を定め、オリンパスグループの財務面でのガバナンスを強化するとともに、子会社を含むオリンパスグループにおける資金、為替、金融機関取引の統括および管理を実施します。
5. 子会社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(1) 当社は、関係会社管理規程および関連する規程類により子会社に関する管理基準を明確化したうえで、地域統括会社の社長がグループ各社の経営状況のレビューを行い、レビュー結果を定期的に当社の社長に報告します。

(2) 当社は、連結会計規程に基づき、子会社からの適時適切な報告を徹底することにより、オリンパスグループの財務状態および経営成績を的確に把握し、かつ、連結会計方針の適切な維持管理を行います。

6. 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人およびその使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査委員会の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置します。更に必要に応じて兼任の使用人を置くことができますこととします。また、規程類を定め、次のとおり執行役からの独立性を確保するとともに、監査委員会の職務を補助する使用人に対する指示の実効性を確保します。

(1) 取締役(監査委員を除く)、執行役および使用人等は、監査委員会の職務を補助すべき使用人が監査委員会の職務を補助するにあたり指揮および命令を行わないものとします。

(2) 監査委員会の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査委員会の同意を得たうえで決定します。

7. 当社の取締役(監査委員を除く)、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告するための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制

(1) 当社の取締役(監査委員を除く)、執行役および使用人、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、法令および定款に違反する重大な事実、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実について、直接または担当機能を通じすみやかに当社の監査委員会に報告します。その他、法令および監査委員会規程等に基づき、監査委員会がオリンパスグループの取締役、執行役および使用人等に対して報告を求めたときは、当該取締役、執行役および使用人等はすみやかに監査委員会に報告します。

(2) 当社は、コンプライアンスヘルプライン運用規程に従い、オリンパスグループにおける重要なコンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等についてコンプライアンス担当役員が取締役会に報告します。また、通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告します。

(3) 当社の内部監査機能は、定期的に当社監査委員会に対してオリンパスグループにおける内部監査の状況を報告します。また、コンプライアンス担当役員は、必要に応じてコンプライアンスに関する状況を監査委員会に対して報告します。

8. 監査委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、規程類を定め、監査委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇(解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む)を行いません。

9. 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、規程類を定め、監査委員による職務の執行に伴う費用の前払または償還の請求があった場合には、当該監査委員の職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じすみやかに支出します。

10. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の取締役、執行役および使用人ならびに子会社の取締役および使用人は、監査委員会によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保します。

(2) 当社は、監査委員会が取締役、執行役および会計監査人、その他必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。

(3) 当社は、監査委員会が監査委員を重要な会議に出席させ、意見を述べる機会を確保します。

(4) 監査委員会と内部監査機能は緊密に連携するとともに、必要に応じて監査委員会が内部監査機能に指揮・命令権を行使できるものとします。

(5) 当社は、監査委員会の求めに応じて、子会社の監査役との連携および子会社の使用人からの情報収集の機会を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムの基本方針において反社会的勢力に対する方針を定めており、組織的に対応する体制を構築しています。具体的には、社内における情報伝達網を整備することに加え、弁護士および警察との連携のほか、専門の諸団体に加入し情報収集や研修活動を行うことで予防策等を講じています。更に、取引先と締結する契約書に反社会的勢力を排除する旨の条項を定める等、「一切の関係遮断」の恒常性に努めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

当社は、金融商品取引法等関係法令を遵守し、適時開示規則に従った会社情報の開示を行い、また、法令等に定めのない情報についても、当社の企業価値に大きな影響を与える情報や、ステークホルダーに有用と考えられる情報を、社内開示基準に基づき積極的に情報を開示するため、社規則として「情報開示規程」等を制定し、情報開示に関する具体的な業務分担および手続きを定めています。

重要な決定事項に関する情報および決算に関する情報は、取締役会決議後直ちに、また、重要な発生事項に関する情報は、当該事実の発生後直ちに開示しています。

開示されるまでは「秘密情報管理規程」に基づき情報の漏洩を防止するとともに、「インサイダー取引防止規程」に基づき関係者による株式等の売買等を制限しています。

開示した情報は、当社のホームページにも掲載し、積極的に公表しています。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図

